

○西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

平成13年 1 月21日 条例第127号

改正

平成19年 3 月30日 条例第15号

平成21年 3 月31日 条例第 9 号

平成22年 3 月31日 条例第 9 号

令和 4 年 6 月21日 条例第14号

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 市長の責務等（第 3 条—第 8 条）
- 第 3 章 市民の責務等（第 9 条—第13条）
- 第 4 章 事業者の責務等（第14条—第17条）
- 第 5 章 一般廃棄物処理等（第18条—第21条）
- 第 6 章 一般廃棄物処理手数料（第22条—第24条）
- 第 7 章 一般廃棄物処理業等（第25条—第34条）
- 第 8 章 地域の生活環境（第35条—第37条）
- 第 9 章 雑則（第38条—第40条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、法令に特別の定めがあるほか、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、人間と環境が調和したリサイクル型都市の形成に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- （2） 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- （3） 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- （4） 事業者 商業、工業、サービス業その他の事業を行う者をいう。
- （5） 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- （6） 処理 収集、運搬及び処分をいう。
- （7） 処理施設 柳泉園組合における中間処理施設をいう。

第 2 章 市長の責務等

（基本的責務）

第 3 条 市長は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市長は、廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的運営に努めなければならない。
- 3 市長は、廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する事業の実施に当たっては、他の地方公共団体等との協力を図らなければならない。
- 4 市長は、再利用による廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。
- 5 市長は、第 1 項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第4条 市長は、廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関し、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(公開)

第5条 市長は、廃棄物の減量、処理及び処理施設に関する施策並びに処理施設の運営状況について、市民に明らかにしなければならない。

(市民参加)

第6条 市長は、廃棄物の処理及び再利用について市民の意見を聴き、これを施策に反映することができるよう努めなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第7条 市長は、一般廃棄物の減量及び再利用を促進するため、廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、廃棄物の減量政策、再利用の促進に関する施策その他重要な事項について調査し、審議するほか、市長の諮問に応じ答申する。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は市民、事業者及び学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第8条 市長は、一般廃棄物の適正な処理、減量等に熱意があり、かつ、社会的信望がある市民のうちから廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の適正処理及び減量のため、市長が行う施策への協力その他の活動を行う。

3 前各項に定めるもののほか廃棄物減量等推進員について必要な事項は、規則で定める。

第3章 市民の責務等

(基本的責務)

第9条 市民は、家庭廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用若しくは不用品の活用等により再利用を図り、その生じた家庭廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、家庭廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、家庭廃棄物の適正な処理及び減量に関し、市長が行う施策に協力しなければならない。

(排出義務)

第10条 市民は、その土地又は建物内の家庭廃棄物及び資源物（資源として再利用すべき家庭廃棄物をいう。以下同じ。）を種別ごとに分別し、所定の場所に排出しなければならない。

2 市民は、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、所定の場所を常に清潔にしておかななければならない。

(排出禁止物)

第11条 市民は、市長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性の物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物

(6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物

(動物処理届出)

第12条 市民は、動物の死体を自ら処分しないときは、速やかに市長に届け、その指示に従わなければならない。

（市民の減量の自主的行動等）

第13条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等家庭廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、家庭廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

3 市民は、商品の購入に伴い不要となる物品がある場合には、事業者に対し下取り等を求めるよう努めなければならない。

第4章 事業者の責務等

（基本的責務）

第14条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の適正な処理及び減量に関し、市長が行う施策に協力しなければならない。

（事業系一般廃棄物の処理）

第15条 事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

（廃棄物の減量等）

第16条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずること等により、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努めるとともに、使用後の包装、容器等の再利用の推進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

4 事業者は、市民が商品の購入に伴い、不要となる物品の下取り等を求めたときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。

（大規模事業者の義務）

第17条 事業者は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量及び再利用に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 事業者は、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

第5章 一般廃棄物処理等

（処理計画）

第18条 市長は、一般廃棄物処理基本計画を概ね5年ごとに作成しなければならない。

2 市長は、一般廃棄物の処理及び再利用計画を定め、毎年度の初めに告示しなければならない。

3 前2項の計画に重要な変更が生じた場合には、その都度告示する。

（処理）

第19条 市長は、前条の規定により定めた計画に従い、一般廃棄物の処理及び再利用に努めなければならない。

（指定収集廃棄物の処理）

第19条の2 指定収集廃棄物（市長が収集する資源物で特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第2号）別表第2に規定する特定容器包装のうち主としてプラスチック製のもの（以下「プラスチック製容器包装」という。）以外のもの、粗大ごみ及びし尿を除く家庭廃棄物をいう。以下同じ。）を排出しようとするものは、市長が指定する収集袋（以下「指定収集袋」という。）を購入し、これを使用して排出しなければならない。ただし、市長が指定収集袋により指定収集廃棄物を排出することが難しいと認めるとき

は、この限りでない。

2 指定収集廃棄物は、規則で定めるところにより分別し、所定の指定収集袋により排出しなければならない。

3 前2項に定めるほか指定収集袋により指定収集廃棄物を排出する方法は、規則で定める。
(粗大ごみの処理)

第20条 一般家庭から排出される粗大ごみの処理を受けようとするものは、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、規則で定める粗大ごみ処理シール（以下「粗大ごみ処理シール」という。）を購入し、当該粗大ごみにはり付けて排出しなければならない。

(再利用による減量等)

第21条 市長は、資源物の収集、処理施設での資源の回収等を行うとともに、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

2 第10条第1項の規定により所定の場所に排出された資源物の所有権は、西東京市に帰属する。この場合において、市長が指定する事業者以外のものは、当該資源物を収集し、若しくは運搬し、又は処分してはならない。

第6章 一般廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第22条 市長は、廃棄物の処理に関し、別表に掲げる廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）を、廃棄物を排出する者から徴収する。ただし、指定収集廃棄物を排出するため指定収集袋を購入し、又は一般家庭から排出する粗大ごみを処理するため粗大ごみ処理シールを購入した場合は、指定収集袋又は粗大ごみ処理シールの購入をもって手数料の納付があったものとみなす。

2 既に納付した手数料は還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料の算定)

第23条 市長は、前条に規定する手数料について、その廃棄物の重量を基準にして算定することができるが著しく実情に合わないとき、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

(手数料の減免)

第24条 市長は、天災その他特別な事情があると認めたときは、第22条に規定する手数料を減免することができる。

第7章 一般廃棄物処理業等

(一般廃棄物処理業の許可)

第25条 一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその事業系廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再利用の目的となる一般廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

2 前項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

4 第1項の許可は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間によって、その効力を失う。

(変更の許可)

第26条 前条第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

(処理基準)

第27条 一般廃棄物処理業者は、第18条第2項の規定により定められた計画に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

(遵守義務)

第28条 一般廃棄物処理業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

(許可の取消し及び停止命令)

第29条 市長は、一般廃棄物処理業者が、この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為をしたとき、又は法第7条第5項第4号に規定するいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(許可証の再交付)

第30条 一般廃棄物処理業者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可手数料)

第31条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 10,000円
- (2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 10,000円
- (3) 一般廃棄物処理業者で、その事業の変更の許可を受けようとする者 6,000円
- (4) 許可証の再交付を受けようとする者 6,000円

(浄化槽の清掃業許可)

第32条 浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

3 第1項の許可は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間によって、その効力を失う。

(清掃の基準)

第33条 前条の規定により許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第3条に規定する清掃の基準に従い清掃を行わなければならない。

(準用)

第34条 第28条から第31条までの規定は、浄化槽清掃業者について準用する。この場合において、第28条から第30条までの規定中「一般廃棄物処理業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と、第31条中「一般廃棄物収集運搬業」とあるのは「浄化槽清掃業」と、「一般廃棄物処理業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第8章 地域の生活環境

(地域の生活環境)

第35条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、河川その他の公共の場所を汚してはならない。

3 公園、広場、道路その他の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては、速やかに清掃を行わなければならない。

4 土木建築等の工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、道路その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

(公共の場所の管理者責務)

第36条 前条第2項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。

(土地又は建物の管理)

第37条 土地又は建物を所有し、又は管理する者は、その土地又は建物にみだりに廃棄物が捨てられ

ないよう適正に管理しなければならない。

- 2 前項に規定する者は、その土地又は建物に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

第9章 雑則

(立入検査)

第38条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほかこの条例の施行に必要な限度において、その職員をして必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(清掃指導員)

第39条 市長は、前条並びに廃棄物の処理及び減量に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、清掃指導員を置く。

(委任)

第40条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年1月21日から施行する。ただし、第8条及び第22条の規定は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前までに、田無市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成4年田無市条例第38号。以下「田無市条例」という。）又は保谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成6年保谷市条例第2号。以下「保谷市条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の日から平成13年3月31日までの一般廃棄物の処理に係る手数料については、この条例の規定にかかわらず、合併前の田無市の区域にあるものにあつては、田無市条例の例により、合併前の保谷市の区域にあるものにあつては、保谷市条例の例により、手数料を徴収する。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する保谷市条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 別表に規定する一般家庭から排出される粗大ごみの手数料については、当分の間、同表中「52円」とあるのは、「33円」とする。

附 則（平成15年9月30日条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の規定は、平成16年1月1日以後に処理の申込みのあったし尿の排出について適用し、同日前に処理の申込みのあったし尿の排出については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月31日条例第7号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第13号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第10条、第20条、第21条及び第23条の改正規定 公布の日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成19年10月1日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(以下「新条例」という。)第19条の2、第22条及び別表の規定は、平成20年1月1日以後に排出される新条例第19条の2に規定する指定収集廃棄物(以下「指定収集廃棄物」という。)の排出について適用し、同日前に排出される指定収集廃棄物については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月31日条例第9号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、この条例の施行の日以後に排出される新条例第19条の2に規定する指定収集廃棄物について適用する。

附 則 (令和4年6月21日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、この条例の施行の日以後に排出される新条例第22条第1項に規定する廃棄物について適用する。

別表 (第22条、附則第5項関係)

区分		手数料
指定収集廃棄物	プラスチック製容器包装	小袋1袋につき5円 中袋1袋につき10円 大袋1袋につき20円
	プラスチック製容器包装以外のもの	ミニ袋1袋につき7.5円 小袋1袋につき15円 中袋1袋につき30円 大袋1袋につき60円
事業系一般廃棄物(粗大ごみ及びし尿を除く。)		1キログラムにつき59円
一般家庭から排出される粗大ごみ		1キログラムにつき52円を基準とし、形状その他を考慮して、規則に定める額
し尿	一般家庭から排出されるもの	1便槽1回当たり2,000円
	事業者から排出されるもの	1リットルにつき64円

備考

- 1 ミニ袋 5リットル相当の指定収集袋
- 2 小袋 10リットル相当の指定収集袋
- 3 中袋 20リットル相当の指定収集袋
- 4 大袋 40リットル相当の指定収集袋